

# 工雲会会報

発行所  
島根県出雲市上塩治町420  
出雲工業高校工雲会

編集発行人  
多々納 剛人

印刷所  
有限会社 伊藤印刷

## 板倉明弘会長ご逝去

工雲会会長でありました板倉明弘様が、令和二年三月二十四日にお亡くなりになりました。板倉明弘会長には、工雲会の運営に対し物心両面から多大なご尽力をいただきました。本当にありがとうございました。謹んで哀悼の意を表したいと思います。



工雲会会長 多々納 剛人

いたしましたが、大変残念ではあります。ご理解を賜りますようお願いいたします。

## 工雲会会長挨拶

会員の皆さまには、日頃から工雲会の運営に對しまして、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度から、前、板倉会長の後任として工雲会の会長をお引き受けすることとなりました。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

今後は、在校生がより充実した学校生活を送れるような環境づくりに加えて、会員相互の親睦が更に図れるよう微力ながらその役割を果たしてまいりたいと思ひます。

昨年度はコロナ禍によって学校行事や、スポーツ・文化、各部活動などに影響があったと伺っています。学校では感染予防対策が徹底されたことで感染リスクは格段に抑えられ、安心した生活環境の確保がなされたこと、学校関係者の皆さまのご尽力に心から敬意を表したいと思います。

また、依然コロナ感染症の収束が見通せない状況から、本年度予定をしております三年に一度の工雲会総会は開催を中止することに決定を

祈念するものであります。さて、これまでも多くの人材を社会に輩出している出工であり、これからは更に専門人材が求められる時代になって行くのではないのでしょうか。「持続可能な発展」を実現してゆくための目標SDGsには産業における技術革新が欠かせないといわれています。また、私たちの暮らしにおいても、生活の質の向上を図って行くために必要な専門人材は更に求められることになるでしょう。それだけに今後も更に「出雲工業高校卒業生が地域社会の一翼を担い活躍していただけるもの」と確信をしております。

また、工雲会会員を始めとする卒業生の多くは島根県に暮らし、地域を支えておられる地域の担い手でもあります。今後一人でも多くの卒業生が地元に残って地域課題と向き合っています。ご活躍を祈念申し上げます。

最後になりましたが工雲会会員の皆さまのご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。



ご挨拶 校長 佐々木 雅典

工雲会員の皆さまには益々ご健勝で活躍のことと存じます。また、平素より本校の教育活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

この場をお借りして学校の近況をご報告いたします。

今年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を一番に考えながらの教育活動となりました。多くの活動が中止となった昨年度とは違い、今年度は感染予防を徹底する中で、子どもたちにとって良い経験となるよう一つ一つ学校活動を行っております。

始業式をマスク着用・三密を避ける状態で行い、入学式は新入生とその保護者の皆さまのみの参加で行いました。また、四月の一年生の遠足は人数の多いクラスでバス二台、そして二クラスずつの場所交代と工夫し実施しました。今後もこのように感染予防対策を徹底する中で、子どもたちの歩みに良い経験となる活動を進めてまいります。しかしながら、PTA総会は中止となり書面決議となりました。保護者の皆さまとの連携が今後の課題の一つとなっております。

この中で異議がある場合はメール、ファックス・書面で返信してください。異議がなき場合は承認されたものとして承認締切日を総会実施日となります。締切日は八月三十日となります。締切後、承認された項目について学校のホームページに掲載します。

よって全会員への会報郵送は総会前回の一回のみで、総会後の承認事項は学校のホームページにてご確認ください。

- 第 8 条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって当てる。
  - 2 会費は終身会費 5,000 円とする
- 第 9 条 本会の予算、決算は理事会で承認し総会に報告する。
- 第 10 条 会員で本会の体面を汚すような行為をした者は、理事会の議決により除名することができる。
- 第 11 条 会員は支部細則に則り、会長の承認を得て本会の支部を設けることができる。
- 第 12 条 本会の会則の改廃は、理事会で決定し、総会に報告する。
- 第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。
  - 付則 この会則は昭和 39 年 1 月 1 日から実施する。
  - 付則 第 8 条第 2 項の規程は昭和 60 年度の卒業生の会費から適用する。
  - 付則 昭和 50 年 12 月 11 日理事会において一部改正
    - 昭和 51 年 8 月 14 日第 13 回総会において一部改正
    - 昭和 57 年 8 月 8 日第 15 回総会において一部改正
    - 昭和 60 年 8 月 11 日第 16 回総会において一部改正
    - 平成 3 年 10 月 20 日第 18 回総会において一部改正
    - 平成 6 年 6 月 19 日第 19 回総会において一部改正
    - 平成 24 年 7 月 7 日第 25 回総会において一部改正
    - 令和 3 年 8 月 30 日第 28 回総会（書面承認）において一部改正
- 8 条 内規 1. 総会の実施年に卒業後、22・23・24 年を迎える卒業生で実行委員会を組織する。
  - 2. 実行委員会は事務局とともに企画、運営に携わる。
  - 3. 実行委員は該当期の評議員を中心に選出する。

- 2 会員は次のものとする。
  - (1) 今市工業学校卒業生
  - (2) 今市工業学校併設中学校卒業生
  - (3) 出雲商工高等学校工業科卒業生
  - (4) 出雲産業高等学校工業科卒業生
  - (5) 出雲工業高等学校卒業生
- 3 賛助会員は上記各項にかかげた学校の現旧職員とする。
- 第 4 条 本会に次の役員をおく。
  - (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 若干名（各科代表 2 名以内、校内代表他）
  - (3) 理事 適正数
  - (4) 監事 2～3 名
  - (5) 評議員 若干名
  - (6) 顧問 若干名
  - (7) 参与 若干名
- 第 5 条 会長、副会長、監事は理事会で選出、承認し、総会で報告する。
  - 2 理事は、理事会および事務局の推薦により会長が承認した者とする。
  - 3 評議員は、各クラスの会員で互選する。
  - 4 顧問、参与は会長が依頼する。
  - 5 第 1、2 項の役員任期は各 3 年とする。但し、再任は妨げない。
- 第 6 条 本会の役員任期を次のとおり定める。
  - 2 会長は本会を代表し会務を統理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
  - 4 理事は理事会を組織する。理事会には役員も出席することができる。
  - 5 理事会は本会の総会に次ぐ議決機関であって、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の決議により委任された事項
    - (2) 運営方針
    - (3) 予算及び決算
    - (4) 会長が特に必要と認めた事項
    - (5) その他必要な事項
  - 6 監事は会計の監査をする。
  - 7 評議員は本会と会員相互の連携を図る。
    - 1. 理事会の要請によって評議委員会を組織し、開催する。
    - 2. 評議委員会は総会の企画運営を携わる。
  - 8 事務局は会計、庶務等本会の会務を執る。
- 第 7 条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 総会の開催（3 年に 1 回）
  - (2) 会報の発行
  - (3) その他理事会において決定した事項。

## 工雲会 書面承認



ご回答については、左記の QR コード、またはアドレスをご入力いただき、専用のページでご回答ください。

<https://forms.gle/YG4btrTkrJE8XPum6>

4. 令和3年度工雲会予算(案)

令和3年度 工雲会 予算書(案)
1 一般会計
収入の部
支出の部
2 別途会計(財政調整基金)
収入の部
支出の部

5. 役員(案)

顧問 佐々木雅典 松本 信己 関本 大喜 三原 治夫 森脇 健臣 植田 恵孝 道満 正壽
斎藤 博 塚田 幸司 伊藤 篤 吾郷 信博 宇津 誠
参与 森山 明
会長 多々納剛人
副会长 板倉 正美 井上 清治 板倉 一郎 久野 志延
监事 山根 一史 足立 好安
理事 [機械] 田口 政徳 祝原 理 勝部 一政 切川 明浩 玉串 和久
[建築] 湯原 正明 吾郷 和久 成相 修 木志 広幸 青木 一孝
[電気] 野々村勝巳 石川 和則
[電子機械] 川上 宜敬
事務局 久野 志延 知野見 明 松本 匡 久屋 宏 渡部 俊 山崎 知里 高野 史哉
奥 若菜 森川 靖之 佐藤 琢也 都間 佳音

6. 会則(案)

会則の一部改正

第5条 旧 会長、副会長、監事は理事会で選出し、総会で承認する。
新 会長、副会長、監事は理事会で選出、承認し、総会で報告する。
第13条 令和3年8月30日第28回総会(書面承認)において一部改正

第1条 本会は島根県立出雲工業高等学校工雲会(以下「本会」という)といい事務局を母校内に設ける。
第2条 本会は会員相互の親睦向上を図り、母校の発展を助成し、併せて実社会に貢献することをもってその目的とする。
第3条 本会は会員及び賛助会員をもって組織する。

3. 令和3年度事業計画

- ・理事会(年1回)
・第28回工雲会書面承認総会(第51号会報発行: 令和3年8月5日全会員発送)
・全国大会出場激励金伝達式
・工雲会入会式(令和4年2月28日)
・支部交流(今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
・第52号会報発行(書面承認総会資料を会報に掲載)
・名簿整備

2. 決算報告

平成30年度 工雲会 決算書
1 一般会計
収入の部
支出の部
2 別途会計(財政調整基金)
収入の部
支出の部
監査所見 本会計を監査したところ帳簿ならびに各証明書が正確に処理されていることを証します。

令和2年度 工雲会 決算書
1 一般会計
収入の部
支出の部
2 別途会計(財政調整基金)
収入の部
支出の部
監査所見 本会計を監査したところ帳簿ならびに各証明書が正確に処理されていることを証します。

第28回 工雲会総会(書面承認)

- 1 議事
1) 平成30、令和元、2年度事業および決算報告
2) 令和3年度事業計画(案)および予算(案)審議
3) 役員承認
4) 会則の改正

1. 事業報告

平成30年度事業報告

- ・理事会(1回)
・全国大会出場激励金伝達式
・工雲会入会式(161名)
・支部交流(ヒラタ精機株)
・第49号会報発行
・名簿整備

令和元年度事業報告

- ・理事会(1回)
・全国大会出場激励金伝達式
・工雲会入会式(148名)
・支部交流(ヒラタ精機株 中国電力株)
・第50号会報発行
・名簿整備

令和2年度事業報告

- ・理事会(1回)
・全国大会出場激励金伝達式
・工雲会入会式(151名)
・支部交流(今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
・第51号会報発行
・名簿整備

令和元年度 工雲会 決算書
1 一般会計
収入の部
支出の部
2 別途会計(財政調整基金)
収入の部
支出の部
監査所見 本会計を監査したところ帳簿ならびに各証明書が正確に処理されていることを証します。